令和7年度　平田保育所　重要事項説明書

保育サービスの提供開始にあたり、当園があなたに説明すべき内容は、次のとおりです。

1．　施設運営主体

名　　称	社会福祉法人　奄美市社会福祉事業団
所　在　地	鹿児島県奄美市名瀬平田町 1365-6
電 話 番 号	0997-53-9297
代 表 者 氏 名	理事長　諏訪　哲郎
設 立 年 月 日	昭和 58 年 4 月 1 日

2．　利用施設

施 設 の 種 類	保育所
施 設 の 名 称	平田保育所
施設の所在地	鹿児島県奄美市名瀬平田町 1365 の 6
連　絡　先	電話番号　０９９７－５３－９２９７ ＦＡＸ　０９９７－５３－９２９６
管　理　者	（職名）所長 ：　植田　まゆみ　　（専任）
対 象 児 童	児童福祉法及び子ども・子育て支援法に定めるところにより、保育を必要とする小学校就学前の児童
利 用 定 員	６０名 ┌ 満３歳以上の児童　３０名 │ 満１歳以上満３歳未満の児童　２４名 └ 満１歳未満の児童　６名
開 設 年 月 日	昭和５８年４月１日（設置認可日）

３．理念・運営方針

この社会福祉法人は、多様な福祉サービスが、その利用者の意向を尊重して総合的に提供される様創意工夫することにより、利用者が個人の尊厳を保持しつつ、心身ともに健やかに育成されまたは、その有する能力に応じ自立した日常生活を地域社会において営む事が出来る様に支援することを目的として次の社会福祉事業を行う。

社会福祉事業の主たる担い手として、ふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行う為に自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。

４．施設・設備等の概要

（1）施　設

敷　　地	敷　地　面　積	１９３４．０４㎡
	園　　庭	７４４.０９㎡
園　　舎	構　　造	鉄筋コンクリート造・一部木造
	延 べ 床 面 積	５６５.６４㎡

(2)主な設備

設　　備	部屋数	備　　考
乳　　児　　室	1	ひよこ組
ほ　ふ　く　室		
ほふく室兼保育室	1	うさぎ組
保育室又は遊戯室	3	ぱんだ組・ぞう組・きりん組
調　　理　　室	1	
医　　務　　室	1	
事　　務　　室	1	

５．職員の設置状況

職　　種	員数	常勤	非常勤	備　　考
所　　長	1	1		
主 任 保 育 士	2	2		
保　　育　　士	18	10	8	
保　育　補　助	4		4	
看　　護　　師	1		1	
栄　　養　　士	1	1		
調　　理　　員	3	2	1	

【勤務体系】

早　出（０７：００～１６：００）　　通　常（０８：３０～１７：３０）

遅出①（１０：００～１９：００）

短時①（０７：３０～１３：００）

短時③（１５：００～１８：００）

６．保育を提供する日

保育を提供する日は、月曜日から土曜日までとします。

ただし、年末年始(１２月２９日から１月３日)及び祝祭日は、休園となります。

７．保育を提供する時間

(ア) 保育標準時間認定に係る保育時間(０７：００～１８：００)

(イ) 保育短時間認定に係る保育時間　（０８：３０～１６：３０）

８.提供する保育等の内容　　※資料１参照　　保育計画他(７－１０P)

当園は、保育所保育指針(平成２０年３月２８日厚労告第１４１号)を踏まえ、以下の保育その他の便宜の提供を行います。

（１）その他の保育の提供

①　延長保育事業：上記７(１)(２)以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、午後７時まで、延長保育を提供します。

※資料参照(18－19P)

（２）　特色ある保育の提供

①　食　　育：食に対する興味を持たせ、健康な食生活を確立して子ども達の生活を健全なものにする。　　※資料参照(15－16P)

②　地域活動事業：郷土文化伝承・育児講座・世代間交流事業・異年齢児交流等

③　園　庭　開　放：月曜日から金曜日の 10：00 から 11：00 まで

④統　合　保　育：療育支援施設との連携の下、障害を持った幼児と通常幼児が共に生活し、時間と空間を共有し相互に影響しながら共に歩んでいく。

（３）食事の提供

児童の年齢や心身の状況に応じ、食事の提供を行います。

※食物アレルギー等の体質に合わない食材がありましたら、お気軽にご相談下さい。

※献立表は、毎月別途お知らせいたします。

９．利用料金

（１）保育に係る利用者負担金（保育料）

支給認定を受けた市町村に対し、当該市町村が定める保育料をお支払いいただきます。

（２）給食費〈副食費〉徴収額：5000 円〈免除対象者を除く〉

※原則返金はいたしません。　ただし、お休みに入る 2 週間前までに欠席届を提出したときのみ返金いたします。

（２）保育の提供に要する実費に係る利用者負担金等

①　延長保育事業の利用料　１時間　３００円/回(標準時間)

②　延長保育事業の利用料　　３０分１００円/回(短時間)

10.　利用の終了に関する事項

当園は、以下の場合には、保育の提供を終了いたします。

（１）児童が小学校に就学した時

（２）児童の保護者が、児童福祉法又は子ども・子育て支援法に定める支給要件に該当しなくなった時

（３）その他、利用の継続について、重大な支障又は困難が生じたとき。

11. 嘱託医

当園は、以下の医療機関と嘱託医契約を締結しています。

（1） 内 科

医療機関名	朝沼クリニック
医師名	朝沼 榎
所在地	奄美市名瀬石橋町７－１
電話番号	0997-55-1556

（2） 歯 科

医療機関名	つばた歯科クリニック
医師名	津畑 達
所在地	奄美市名瀬久里町９－６
電話番号	0997-57-1180

12. 緊急時の対応方法

当園では、保育の提供中に、児童の病状急変等の緊急事態が発生した場合には、保護者の指定する医療機関及び以下の医療機関へ連絡を速やかに行います。

救急センター	鹿児島県立大島病院／0997-52-3611
	鹿児島県奄美市名瀬真名津町 18-1 ※当該保育所から徒歩５分
救急隊	大島地区広域消防組合／0997-52-0100
	鹿児島県奄美市名瀬小浜町 27-5
警察署	・奄美警察署四谷交番／0997-53-5370 ・奄美警察署/0997-53-0110
	・鹿児島県奄美市名瀬真名津町 5-7 ・鹿児島県奄美市名瀬長浜町 5-2

13. 相談・苦情等に関する相談窓口 **※資料参照(10P)**

当園では、保育の提供等に関する相談・苦情等に係る窓口を以下のとおり設置しています。

相談・苦情窓口	○窓口責任者：所長 植田 まゆみ ○窓口担当者：主任保育士 大野 真希 ○ご利用時間：８：３０～１７：３０ ○電話番号：０９９７－５３－９２９７ ○ＦＡＸ番号：０９９７－５３－９２９６ ※担当者が不在の場合は、担当保育士等の当保育所職員まで、お気軽に申し出下さい。

第　三　者　委　員	大恵　満智子	電話番号：69-3710
		役職等：奄美市母子寡婦福祉会会長
	喜納　佑司	電話番号：52-1111
		役職等：奄美市福祉事務所長・児童委員
	塩田　三希子	電話番号：52-1111
		役職等：奄美市家庭相談委員・児童委員

14. 非常災害時の対策

非　常　時　対　応	○別途定める消防計画書により、対応いたします。
防　災　設　備	○自動火災報知器　○漏電火災報知器 ○ガス漏れ火災放置設備　○非常警報設備 ○誘導灯　○その他カーテン、布製ブラインド等の防炎性能あり
避難・消火訓練	○避難及び消火訓練は、毎月１回以上実施します。

15. 利用児に対しての保険の種類・保険事故・保険金額

当園では、以下の保険に加入しています。

保険の種類	保育園賠償責任保険
保険会社名	東京海上日動火災保険株式会社
保険の内容	ほいくのほけん　基本タイプ（通常保育保障コース） 施設賠償：対人１名２億円/１事故 10 億円　対物１事故 200 万円 生産物賠償：対人１名２億円/１事故 10 億円対物１事故・期間中 200 万円

16. 当園におけるその他の留意事項

（１）利用者の思想、信仰は自由ですが、他の利用者に対する宗教活動、政治活動及び営利活動は、ご遠慮下さい。

（２）当園の敷地内は、すべて禁煙です。

17，個人情報の取り扱いに関する事項

保育の提供にあたって、職員及び職員であった者が知り得た個人情報は、法令による場合を除くほか、保護者の同意を得ずに第三者に提供することはありません。

但し、小学校への「保育所児童要録」、保育所異動(転園)時の関係書類など子どもの最善の利益を考慮に入れ、必要に応じ情報を提供します。